

◎合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律

(平成二八年五月二〇日法律第四八号)(衆)

一、提案理由(平成二八年四月二八日・衆議院本会議)

○小里泰弘君　ただいま議題となりました両法律案につきまして申し上げます。

……………(略)……………

次に、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、我が国または外国における違法な森林の伐採及び違法伐採に係る木材の流通が地球温暖化の防止、自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能に影響を及ぼすおそれがあり、また、木材市場における公正な取引を害するおそれがあるものであることに鑑み、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資することを目的とするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針のほか、木材関連事業者の判断の基準となるべき事項について定めるとともに、合法伐採木材等を利用する木材関連事業者の登録、違法伐採の抑止のための国際協力の推進、木材関連事業者に対する報告徴収及び立入検査等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る二十六日、農林水産委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院農林水産委員長報告(平成二八年五月一三日)

○若林健太君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律案は、違法伐採及び違法伐採に係る木材の流通をめぐる国内外の動向に鑑み、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関し基本的な事項を定めるとともに、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院農林水産委員長小里泰弘君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注)　衆議院においては、委員会の審査は省略された。